

館山市景観条例（案）

目次

第 1 章	総則（第 1 条～第 6 条）
第 2 章	景観法に基づく取組
第 1 節	景観計画（第 7 条～第 10 条）
第 2 節	届出等（第 11 条～第 13 条）
第 3 節	事前協議（第 14 条～第 18 条）
第 4 節	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等（第 19 条～第 22 条）
第 3 章	景観形成の推進（第 23 条～第 26 条）
第 4 章	館山市景観審議会及び館山市景観アドバイザー（第 27 条～第 28 条）
第 5 章	雑則（第 29 条）
	附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、館山市（以下「市」という。）の良好な景観の形成に関し、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、良好な景観の形成を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるもののほか、法の例による。

- (1) 良好な景観の形成 優れた景観を保全し、育成し、又は創造することをいう。
- (2) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に住む者、在勤する者若しくは在学する者又は市内の土地、建築物若しくは工作物（建築物を除く。以下同じ。）に関する権利を有する者をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。

（市の責務）

第 3 条 法第 4 条に定めるもののほか、市は、景観形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の策定及びその実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市は、良好な景観の形成に関する市民等の理解を深めるよう、意識の啓発、普及に努めるとともに、景観形成に資する取組への支援に努めなければならない。
- 4 市は、公共施設の整備に当たっては、良好な景観の形成に配慮するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第 4 条 法第 6 条に定めるもののほか、市民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、自ら景観形成に努めるとともに、相互に協力して良好な景観の形成を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が進める景観に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第5条 法第5条に定めるもののほか、事業者は、土地の利用等の事業活動が景観に及ぼす影響に配慮し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。
- 2 事業者は、市が進める景観に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国等に対する協力要請)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、景観形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観法に基づく取組

第1節 景観計画

(景観計画)

第7条 市は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

(変更の手続き)

第8条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、法第9条に定める手続のほか、あらかじめ館山市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(景観計画への適合)

第9条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

第2節 届出等

(行為の届出)

第10条 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める書類を添付し、市長に届出なければならない。

2 国の機関又は地方公共団体は、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとするとき又は当該行為の内容を変更しようとするとき（当該変更により当該行為が同条第7項各号のいずれかに該当することとなるときを除く。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に通知しなければならない。

3 法第16条第1項第4号の規定による条例で定める届出を要する行為は、各号に定める。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

(届出を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号の規定による条例で定める届出を要しない行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 法第16条第1項各号に掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以外のもの

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為とする。

第3節 事前協議

(事前協議)

第13条 景観計画区域において、次に掲げる行為を行おうとする者は、必要に応じて、市長に相談、もしくは協議を行うことができる。

- (1) 法第16条第1項の規定による届出
- (2) 法第16条第2項の規定による変更の届出
- (3) 第11条第2項の規定による通知

2 前項各号の規定による協議をした者は、当該協議に係る行為の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に協議を行うことができる。

3 市長は、第1項又は前項の規定による協議があったときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

4 市長は、第1項各号の規定による協議があったときは、第27条の館山市景観審議会又は第28条の館山市景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

(指導)

第14条 市長は、景観計画に定める法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告の手続等)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告のほか、次に掲げる者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 法第16条第1項の規定による届出若しくは同条第2項の規定による変更の届出をしない者又は虚偽の内容による届出をした者
- (2) 第14条第1項各号の規定による協議をしない者又は虚偽の内容による協議をした者
- (3) 前条の規定による指導に従わない者

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は前項の規定による勧告（以下「勧告」という。）を行おうとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(変更命令等の手続)

第16条 市長は、法第17条第1項前段又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為完了の報告)

第17条 次の各号に掲げる届出又は通知（以下この条において「届出等」という。）をした者は、当該届出等に係る行為が完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

- (1) 法第16条第1項の規定による届出
- (2) 法第16条第2項の規定による変更の届出
- (3) 第11条第2項の規定による通知

第4節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

(景観重要建造物の指定)

- 第18条 市長は、法第19条第1項の規定により、景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ当該建築物等の所有者及び権原に基づく占有者（所有者及び権原に基づく占有者が2人以上いるときは、その全員。以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。
- 3 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 法第27条第1項又は第2項の規定により、景観重要建造物の指定を解除するときは、前3項の規定を準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

- 第19条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1)景観重要建造物の修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないこと。
- (2)消火器の設置その他防災上の措置を講ずること。
- (3)景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(景観重要樹木の指定)

- 第20条 第18条の規定は、景観重要樹木の指定について準用する。この場合において、同条第1項中「法第19条第1項」とあるのは「法第28条第1項」と、「景観重要建造物」とあるのは「景観重要樹木」と、同条第2項中「景観重要建造物」とあるのは「景観重要樹木」と、同条第3項中「景観重要建造物」とあるのは「景観重要樹木」と、同条第4項中「法第27条第1項又は第2項」とあるのは「法第35条第1項又は第2項」と、「景観重要建造物」とあるのは「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

(景観重要樹木の管理方法の基準)

- 第21条 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1)景観重要樹木の良い景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2)景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3)景観重要樹木の定期的な点検を実施すること。

(滅失等の届出)

- 第22条 景観重要建造物等の所有者等は、当該景観重要建造物等の全部又は一部が滅失し、又は毀損（景観重要樹木にあっては、枯死）したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(所有者等の変更の届出)

- 第23条 景観重要建造物等の所有者等が変更したときは、新たな所有者等は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 景観重要建造物等の所有者等は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第3章 景観形成の推進

(景観形成重点地区の指定)

第24条 市長は景観計画区域のうち、重点的に景観形成を推進する必要があると認める地区を、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として景観計画に定めることができる。

2 前項の規定により重点地区を定める場合は、重点地区に係る次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)名称

(2)区域

(3)景観形成のための行為の制限に関する事項

(4)景観形成に関する方針

(5)前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 重点地区の指定の解除又は変更については、前3項の規定を準用する。

第25条 市長は、市民及び事業者の良好な景観の形成に関する自主的な活動を支援する必要があると認めるときは、技術的支援その他の措置を講ずることができる。

2 市長は、市民及び事業者が重点地区の計画案を作成しようとするときは、情報提供及び技術的支援を行うことができる。

3 市長は、市民及び事業者が計画案の提案を受け重点地区の指定を行う場合には、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(表彰)

第26条 市長は、景観形成に寄与していると認められる建築物、工作物等についてその所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、景観形成に寄与していると認められる活動を行った個人又は団体を表彰することができる。

3 市長は、前2項の規定による表彰を行う場合には、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第4章 館山市景観審議会及び館山市景観アドバイザー

(館山市景観審議会)

第27条 景観形成について必要な事項を調査審議するため、館山市景観審議会を設置する。

2 景観審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議をし、答申する。

(1)第7条に規定する景観計画の変更に関すること。

(2)第15条に規定する勧告または第16条に規定する変更命令に関すること。

(3)第15条に規定する公表に関すること。

(4)第18条に規定する景観重要建造物の指定又は解除に関すること。

(5)第20条に規定する景観重要樹木の指定又は解除に関すること。

(6)第24条に規定する重点地区の指定又はその解除若しくは変更に関すること。

(7)前条に規定する表彰に関すること。

(8)全各号に定めるもののほか、景観形成について、市長が必要と認める事項

3 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1)学識経験のある者
 - (2)関係行政機関の職員
 - (3)市民
 - (4)前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (館山市景観アドバイザー)
- 第28条 市長は、景観形成を推進するにあたり、技術的又は専門的な助言を聴くため、必要に応じて館山市景観アドバイザーを置くことができる。
- 2 景観アドバイザーは、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について、技術的又は専門的な助言を行う。
- (1)法第16条第1項又は第2項の届出に係る行為の景観計画に対する適合審査に関すること
 - (2)第13条に定める事前協議に関すること。
 - (3)前2号に定めるもののほか、景観形成を推進するにあたり市長が必要と認める事項
- 3 景観アドバイザーは、景観形成に関し、専門的知識及び経験を有するもののうちから、市長が委嘱する。
- 4 景観アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各号に定めるもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

- 第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から30日を経過するまでの間に着手した法第16条第1項各号に掲げる行為については、法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為とする。

(準備行為)

- 3 第13条の規定による事前協議その他必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。